



こどもの人権



「子どもの権利条約」について

子どもがどんな権利をもっているのかを定めたのが「子どもの権利条約」です。
日本をふくめ、世界 196 の国と地域がこの条約を守ることを約束しています。

- 差別のないこと
すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
- 意見を表明し参加できること
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 子どもにとって最もよいこと
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。
- 命を守られ成長できること
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

* 法務省より一部抜粋

… カウンセラー相談 … 5月の専門相談日程 … 夜間弁護士相談 …

日 時 9日(火)・23日(火) 15:00~17:00
定 員 各2名(先着順で1人60分)

日 時 18日(木) 18:30~20:30
定 員 3名(先着順で1人30分)

〔申し込み先〕 鳥取市中央人権福祉センター 〒680-0823 鳥取市幸町151
☎0857-24-8241 (月~金 8:30~17:15)

※安心してご相談ください。秘密は守ります。〔相談は無料です〕

園芸教室参加者募集

開催日： 5月15日(月)
時 間： 13時30分~15時30分
場 所： 用瀬町民会館
申込先： 用瀬人権文化センター
TEL： 0858-87-2447
締切日： 5月10日(金)

※ 送迎を希望の方は申し込みください。



「着任」

職員異動のごあいさつ

この度、「気高人権福祉センター」から「用瀬人権文化センター」に異動となりました「中村 晃」です。出身は河原町佐貫です。用瀬は、平成24年度と25年度に総合支所でお世話になりました。当時、梅ヶ瀬広場で開催された町民グランドゴルフ大会で、優勝したことを覚えています。また、用瀬検定試験も金賞をいただきました。再び皆様にお世話になりますが、人権と文化、福祉のまちづくりの拠点として、ご要望とご意見を伺いながら施設運営に携わってまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。 所長 中村 晃

用瀬町のみなさん、こんにちは。2023年4月1日付けで用瀬人権文化センターに着任しました人権教育推進員の山尾六穂（むつほ）と申します。私は人権教育推進員になって今年で4年目となりますが、何分にもまだまだ新米です。皆様のご支援とご協力をいただきながら人権啓発活動を行っていきたいと考えますので、どうぞよろしくお願い致します。私の一番の趣味は、大型バイクで各地をツーリングすることです。冬季でしばらくバイクを冬眠させていましたが、暖かくなってきましたのでバイクを整備し、ツーリングを開始したいと思いますので、バイクに乗っていらっしゃる方は是非私までお声かけください。 人権教育推進員 山尾 六穂

「転任」

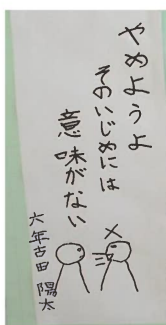
3年間お世話になりました。河原人権福祉センターに異動となりました。コロナ禍でさまざまな制限がある中、事業を通じてみなさんと出会えたことに感謝し、河原でも活かしていきたいと思っております。ありがとうございました。

人権教育推進員 小宮山 聖美



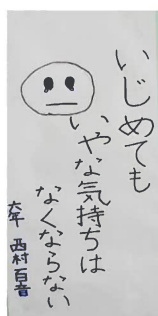
用瀬小学校「昨年度」6年生の人権標語作品です。

やめようよ
そのいじめには
意味がない



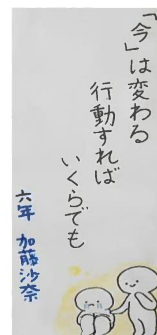
古田 陽太 さん

いじめても
いやな気持ちは
なくならない



西村 百音 さん

「今」は変わる
行動すれば
いくらでも



加藤 沙奈 さん

5月の予定

行事内容	日時	場所
人権相談日	8日(月) 10:00~12:00	用瀬町民会館
園芸教室	15日(月) 13:30~15:30	用瀬町民会館

【こちらをご覧ください！】

本市ホームページで市内にある全ての人権福祉センターの
広報紙をご覧ください。 閲覧はこちらをアクセス

